平成17年12月13日 札幌市地方独立行政法人評価委員会制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市地方独立行政法人評価委員会条例(平成17年条例第48号。 以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、札幌市地方独立行政法人評価委員会(以下 「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 委員長は、条例第6条第1項の規定により委員会の会議を招集するときは、あらか じめ、会議の日時、場所及び付議事項を他の委員に通知するものとする。

(会議の公開)

- 第3条 委員会の会議は、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)第21条の規定に基づき、同条ただし書の規定に該当する場合を除くほか、公開するものとする。
- 2 委員長は、委員会の会議における審議の内容が札幌市情報公開条例第21条ただし書の 規定に該当すると認める場合は、他の委員の了承を得た上で、委員会の会議を非公開とす るものとする。

(会議録等)

- 第4条 委員会は、その会議の都度、会議録を作成するものとする。
- 2 前項の会議録及び委員会の会議に係る資料等は、公表するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成17年12月13日から施行する。